

ご寄付の ご案内

いままでも、そしてこれからも、
地域の皆様に最良の
医療をお届けするために

本院では、
一層の充実した医療を
提供するために、
寄付金というかたちで
皆様のご厚志を
生かしていきたいと
考えています。
みなさまのご支援は、
次のような取り組みに
充てさせていただきます。

- ① 患者さんへの最良の医療提供
- ② 医療に関する調査や研究
- ③ 医療に関する技術者の研修

思いやりが
交差する

ご寄付のお問い合わせ先

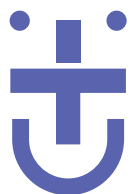
経理調達課 経理・管理係又は、
最寄りのスタッフまでお申し出ください。
病院のホームページでもご覧いただけます。

ホームページ URL

<http://www.tokushima-hosp.jp/>

経理調達課 経理・管理係

Tel.088-633-7016



徳島大学病院
Tokushima University Hospital

医療に関する調査・研究や技術向上の研修により地域の皆様に最良の医療をお届けするために役立てさせていただきます。

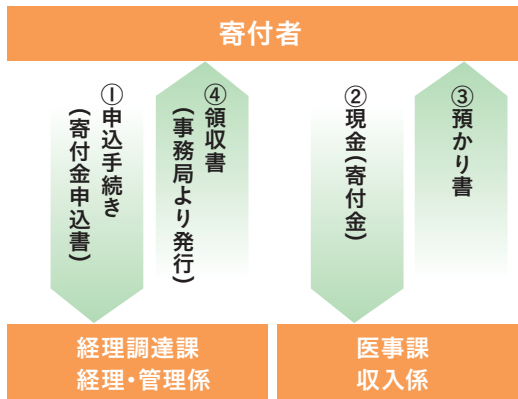
ご寄付の手続き

1. 個人からのご寄付

直接ご持参された場合

- ①「寄付金申込書」に必要事項をご記入の上、経理調達課経理・管理係にお申し出ください。
- ②医事課 収入係で入金。
- ③医事課 収入係で預かり書をお渡しします。
- ④入金の手続き後、「領収書」を申込書の住所及び氏名あてにお送りします。

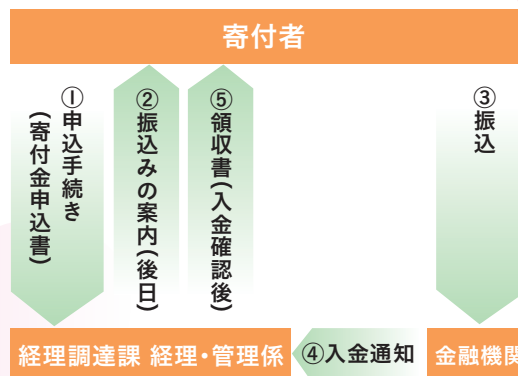
現金入金の場合



振込の場合

- ①「寄付金申込書」に必要事項をご記入の上、経理調達課経理・管理係にお申し出ください。
- ②徳島大学病院よりお申し込みのご住所及び氏名あて「振込みのご案内」をお送りします。
- ③最寄りの金融機関でお振り込みください。
- ④入金の手続き後、「領収書」を申込書の住所及び氏名あてにお送りします。

振込みの場合



2. 税制上の寄付金控除

個人の方からのご寄付については、これまでの「所得税控除」に加え、「税額控除」も選択できることとなりました。

個人の場合

● 所得税【所得控除】

その年の総所得金額の40%を上限とした寄付金額について、「寄付金額-2,000円」の額が所得から控除され、所得税率に応じて軽減されます。

$$(\text{その年の寄付金合計額}) - (2000\text{円}) = (\text{寄付金控除額})$$

注: 特定寄付金の額の合計額は所得額の40%相当額が限度です。

● 所得税【税額控除】

[寄付金額※-2,000円]の40%(所得税額の25%を限度とします。)が所得税額から控除されます。

$$(\text{その年の寄付金合計額} - 2000\text{円}) \times 40\% = (\text{税額控除})$$

注: 寄付金額の合計額は原則として、その年の総所得額等の40%相当額が限度となり、所得税額の25%相当額が限度です。

● 住民税

寄付をした翌年の1月1日に徳島県にお住まいの方は、総所得金額の30%を上限とする寄付金額について、次の金額が翌年の個人住民税額から控除されます。(税額控除)

個人県民税 (寄付金額-2,000円) × 4%

個人市町村民税 (寄付金額-2,000円) × 6%

1. 所得税の控除と住民税の控除の両方の適用を受けるためには、「寄附金領収書」を添えて、所得税の確定申告をする必要があります。

2. 住民税の控除適用のみを受けようとする方は、「寄附金領収書」を添えてお住まいの市町村へ「都道府県民税・市町村民税控除申告」を行ってください。

法人の場合

寄付金の全額を損金算入することができます。(法人税法第37条第3項第2号)

3. ご寄付の公表

ご寄付いただきました皆様方には、感謝の意を込めてご芳名を公表させていただきます。

(公表を希望されない方につきましては公表しておりません。)